

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900450号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900031号

第1 結論

平成2年5月から同年9月までの期間及び同年11月から平成4年5月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年5月から同年9月まで
② 平成2年11月から平成4年5月まで

私は、結婚した平成4年11月頃にA町役場で国民年金の加入手続を行い、平成5年頃に夫の銀行口座から30万円位を引き出し、銀行窓口で請求期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるが記録が残っていない。調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成4年11月頃にA町役場で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る保険料について、平成5年頃にB銀行(現在は、C銀行)D支店(以下「D支店」という。)において納付書で30万円位をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間に係る被保険者資格取得年月日の入力処理日は、平成6年6月23日であることが確認でき、請求者の年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、同年6月頃に払い出されたと推認できることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとしている平成5年時点では、請求者は国民年金の加入手続を行っておらず、請求期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとしているD支店においては、当時の資料は保存期限経過のため保管していない旨陳述している。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金記号番号が払い出されている必要があることから、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書等)はなく、ほかに請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。